

# 阿南工業高等専門学校学生集会所使用細則

(平成16年4月1日)

(細則第11号)

(目的)

第1条 阿南工業高等専門学校学生集会所（以下「集会所」という。）の使用については、この細則の定めるところによる。

(施設)

第2条 集会所に、次の各室を設ける。

- (1) 集会室
- (2) 学生会事務室
- (3) 学生会文化局部室

(集会所の使用)

第3条 学生が、集会等のため集会室を使用する場合は、学生準則第26条により願書を提出し、許可を受けるものとする。

(管理事務)

第4条 集会所の管理事務は、学生課学生係（以下「学生係」という。）において行うものとする。

(使用時間)

第5条 集会所の使用時間は、次のとおりとする。

平	日	15時から19時まで	
休	業	日	9時から19時まで

(使用上の注意)

第6条 集会所の使用については、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑をかけないように清潔、整理、整頓に留意すること。
- (2) 火気に充分注意すること。
- (3) 集会所の備品を持ち出さないこと。
- (4) 集会所の使用後は、責任をもって後片付をし、火気の始末、消灯及び戸締りを確認すること。
- (5) 集会所を使用する者は、学生係（勤務時間外は警備員）に申し出て、使用終了後は速やかに学生係（勤務時間外は警備員）に届け出るものとする。
- (6) 学生係（勤務時間外は警備員）は、学生による集会所の使用後は、確実に施錠すること。
- (7) 使用者が使用中に設備・備品を損傷した場合は、原則として実費を弁償するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校学生集会所使用規程（昭和49年2月16日規程第6号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成18年 12 月 5 日から施行する。